

『現代社会学レビュー』投稿規程

（総則）

第1条 本規程は京都産業大学大学院現代社会学研究会（以下、「研究会」という）が発行する電子ジャーナル『現代社会学レビュー』（以下、「本誌」という）への投稿について定めるものである。

2 本誌の英語名称は「Sociological Review of Kyoto Sangyo University」とする。

3 本誌は、社会学およびその関連領域の研究成果を公表することを目的とする。

（発行頻度および編集委員会）

第2条 本誌は原則として年1回発行する。また本誌の編集作業は、研究会の紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という）がその責任を負う。

2 投稿希望者がひとりもない場合、編集委員会はその年の『現代社会学レビュー』を休刊することができる。

（投稿者の資格）

第3条 本誌に投稿できる資格を有する者は、原則として本誌の毎号の投稿締め切り時点において以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究会の会員（原則として京都産業大学大学院現代社会学研究科の研究指導教員・授業担当教員）
- (2) 京都産業大学現代社会学部の専任教員（基幹教員制度採用以降は基幹教員）および同学部を定年退職した元専任（基幹）教員。
- (3) 京都産業大学現代社会学部もしくは大学院現代社会学研究科の非常勤講師。
- (4) 京都産業大学の上記以外の学部・部局の専任教員（基幹教員制度採用以降は基幹教員）。
- (5) 京都産業大学大学院現代社会学研究科に在籍（休学も含む）している大学院生（以下「大学院生」と表記）。ただし投稿できるのは「院生論文」に限る。
- (6) その他、編集委員会が必要と認めた者。

2 本誌に「院生論文」を投稿する大学院生は、査読にあたる主副いずれかの研究指導教員からの査読同意書を必要とする。

（原稿の種類）

第4条 本誌に投稿できる原稿の種類は、以下のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 院生論文
- (4) 書評
- (5) その他（「資料紹介」「翻訳」「業績紹介」「調査報告」「参加報告」「開催報告」「エッセイ」など）

2 大学院生による単著論文、および大学院生を筆頭著者とする共著論文は「論文」「研究ノート」カテゴリには投稿できず、かわりに「院生論文」カテゴリでの投稿となる。また、大学院生以外の者は単著論文や筆頭著者として執筆した共著論文を「院生論文」カテゴリで投稿することはできない。

（原稿の条件）

第5条 本誌の「論文」「研究ノート」および「院生論文」のカテゴリで掲載できる論文等は、原則としてオリジナルで未公開の学術研究の成果であり、他の雑誌や書物に投稿・掲載されていないものに限る。また、その内容については投稿者本人が全責任を負うものとする。

2 既に公開された論文等を、内容はそのままに別の言語に翻訳して投稿する場合、第6条第1項で言うところの「オリジナルで未公開の学術研究の成果」とは認められないが、編集委員会の判断で「その他」カテゴリでの掲載を認める場合がある。

（原稿の分量）

第6条 本誌に投稿される原稿は原則としておおむね以下の文字数を上限とする。これらを大幅に超える場合は、編集委員会と事前に協議し、その承認を得なければならない。

- (1) 論文・研究ノート：和文の場合4万字程度、英文の場合1万6,000単語程度。
- (2) 院生論文：和文の場合2万字程度、英文の場合8,000単語程度。
- (3) 書評：和文1万5,000字程度、英文6,000単語程度。
- (4) その他：原稿の種類に応じて編集委員会が適宜判断する。

（掲載の判断と査読）

第7条 本誌に投稿された「論文」「研究ノート」等の原稿には原則として査読を行わず、掲載の可否を編集委員会が判断するが、投稿者が特に査読を希望する場合、編集委員会の判断で1名ないし2名の査読者による査読を行うことができる。

2 「院生論文」には必ず査読を行わなければならない。また、「院生論文」の査読は原則として主副いずれかの研究指導教員が行うものとする。

3 「論文」「研究ノート」の査読は原則としてシングルブラインド方式（査読者のみ匿名）で行う。「院生論文」の査読は査読者・投稿者の双方が氏名を明らかにした上で行う。

4 編集委員会は、査読者からの査読意見を踏まえ、投稿者に修正要望を送付する。投稿者は、編集委員会が定める期限までに論文等を修正し、編集委員会に再提出することが求められる。修正後再提出された原稿の掲載の可否については編集委員会が決定する。

（著作権）

第 8 条 本誌に掲載された論文等の著作権は、京都産業大学大学院現代社会学研究会に帰属する。

（使用言語）

第 9 条 原稿は、原則として日本語もしくは英語とする。これ以外の言語で投稿する場合、事前に編集委員会と協議し、その承諾を得なければならない。

2 執筆者の母語以外の言語で執筆・投稿する場合、執筆者の責任において必ずネイティブ・チェックを行わなければならない。

（原稿の様式）

第 10 条 投稿原稿の執筆および締切に関わる要領は紀要編集委員会が定める。

（発行方法）

第 11 条 本誌は京都産業大学大学院現代社会学研究会が発行し、京都産業大学学術リポジトリないしはしかるべきオンライン上の発行媒体にて公開する。

（規程の改正）

第 12 条

本規程の改正は、研究会の総会の議決において成立する。

（2025 年 5 月 21 日施行）

（2025 年 7 月 16 日一部改正）